



編集・発行
寝屋川市立消費生活センター
〒572-0041
寝屋川市桜木町5番30号
事務所TEL 072-828-0428
相談専用TEL 072-828-0397
FAX 072-838-9910

くらしねっと

〈E-mail〉 syouhi@city.neyagawa.osaka.jp



消費生活センターは桜色、屋根部分は薄緑色の2階建てです。



消費生活センター内には、さまざまな資料をそろえています。

●小さな表示に気をつけて!!

知らない間に定期購入になっていた!?

【相談事例】

新聞広告を見て、格安の美容サプリメントを電話注文した。数日後、代金引換で商品を受け取った。1か月後、高額な振込用紙とともに、また同じサプリメントが送られてきたため、業者に連絡したところ「期日までに断りの電話がなかったので、定期購入になっている」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。



【アドバイス】

○広告に記載された「定期購入」の小さな文字に気づかず、1回限りの購入だと思って申し込んでしまうケースが増えています。

通信販売を利用する場合は、商品の特徴や値段だけでなく、購入や返品条件などをよく確認してから申し込みましょう。

○通信販売にはクーリング・オフ制度がないので、一方的に契約を解除することはできません。返品に関する記載がないときは、商品到着後8日以内であれば、送料自己負担で返品ができます。

●「すぐ痩せる」「がんが治る」

こんな言葉はあやしいかも!? キャッチコピーに要注意!

広告や宣伝の中には、効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、効果を期待させるようなものもみられます。このような表示は、景品表示法や健康増進法に違反するおそれがあります。疑わしい宣伝文句には気をつけましょう。

消費生活センターからのお知らせ

消費生活講座を開催しています!

消費生活に関するテーマでさまざまな講座を開催しています。施設見学や親子向け講座なども行っています。広報でお知らせしますので、参加をお待ちしています。

視聴覚教材を貸し出します!

悪質商法など、消費者トラブルに関する啓発DVDの貸し出しを行っています。自治会の集会や地域、友人との勉強会等にも、お役立てください。

消費生活に関するパンフレットを配布しています!

クーリング・オフ、製品事故など、暮らしに役立つパンフレットを配布しています。お気軽にお立ち寄りください。

ひとりで悩まないで!

ご相談は.....

寝屋川市立消費生活センター
(桜木町5番30号)へ

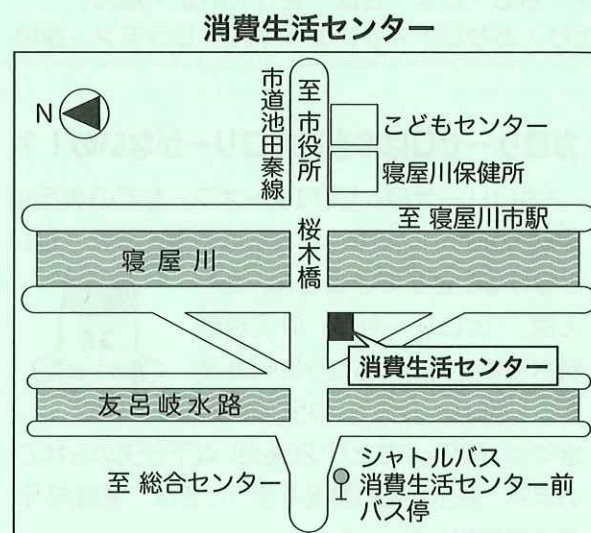
相談受付時間: 月曜日から土曜日
(祝日・年末年始は除く)
午前9時から午後4時
(正午から午後1時は除く)

でんわ : 072-828-0397
ファックス : 072-838-9910

消費者ホットライン

でんわ : 0570-064-370

日曜・祝日は、国民生活センターにつながります
(年末年始は除く。午前10時~午後4時)



平成27年度 消費者庁 消費者月間統一テーマ

「みんなであつくりよう! 消費者が主役の社会!!!」

食品表示の豆知識

●食品表示のルールを知ろう！

「表示」は大事な情報がつまっています。表示に関心を持って、商品選択に活かしましょう！

平成 27 年 4 月 1 日から、「食品表示法」が施行されました。

これまで食品表示は、「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」など、さまざまな法律に基づいて表示されてきました。わかりやすい表示を目指して、複数の法律にまたがる食品表示制度を見直し、「食品表示法」として一元化されました。

主な変更点は、以下の通りです。

1. 加工食品と生鮮食品の区分の統一
(JAS法の考え方にに基づく区分に統一・整理)
2. 製造所固有記号の使用に係るルールの改善
3. アレルギー表示に係るルールの改善
4. 栄養成分表示の義務化
5. 栄養強調表示に係るルールの改善
6. 栄養機能食品に係るルールの変更
7. 原材料名表示等に係るルールの変更
8. 販売の用に供する添加物の表示に係るルール改善
9. 通知等に規定されている表示ルールの一部を基準に規定
10. 表示レイアウトの改善

加工食品および添加物の全ての表示について5年、生鮮食品の表示については、1年6カ月の経過措置期間を設けています。

●新たに『機能性表示食品』制度が始まりました！！

「栄養機能食品」「特定保健用食品(トクホ)」に次いで、「機能性表示食品」制度が4月1日から開始しています。

この制度は、事業者の責任で臨床試験などで科学的根拠を証明できれば、国の審査がなくても機能性成分の効果を表示できる制度です。国の審査が必要な「トクホ」に比べて簡単に申請できます。

賞味期限表示が いらない!?

アイスクリーム、砂糖、食塩、でん粉、チューインガム、氷など、品質の変化がきわめて少ない食品は賞味期限表示が不要です。

「新米」って、 いつのお米?

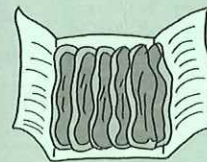
原料玄米が生産された年の12月31日までに袋詰めされたお米を「新米」と表記できます。



「和牛」と「国産牛」は 同じ?

「和牛」とは牛の品種です。日本在来種を基に改良された4種類の牛(黒毛和種・褐毛和種・日本短角種・無角和種)です。農林水産省のガイドラインでは、「和牛」と表示できるのは、上記4品種とその交配による交雑種、かつ、国内で出生し、国内で飼養された牛であることが条件となっています。

一方、「国産牛」は外国生まれでも、日本での飼養期間のほうが長ければ国産牛と表示されます⇒生きたまま産地を移動し複数の産地で飼養された場合、最も飼養期間の長い場所を原産地として表示します。



食品表示の基本ルール

国産品の場合

名 称	ゆでうどん
原材料名	小麦粉・食塩
内 容 量	〇g
消費期限	平成〇〇年〇月〇〇日
保存方法	10度以下で保存してください
製 造 者	〇〇株式会社 大阪府〇〇市〇〇町

消費期限…品質の劣化が早い食品に表示。安全に食べることができる期限です。
※開封前の期限です。一度開封した食品は、表示期限にかかわらず、早めに食べましょう。賞味期限も同様です。

原材料名…「食品添加物以外の原材料」と「食品添加物」に分けて、それぞれ重量の割合の多い順に記載します。

賞味期限…おいしく食べることができる期限。賞味期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるとは限りません。

製造者、輸入者、販売者など

保存方法…消費期限・賞味期限まで商品の安全性を保証できる保存方法

輸入品の場合

名 称	ポテトチップ
原材料名	ジャガイモ・食塩・食用油
内 容 量	50g
賞味期限	平成〇〇年〇月〇〇日
保存方法	高温・直射日光を避け、常温で保存してください
原産国名	アメリカ合衆国
製 造 者	〇〇株式会社 大阪府〇〇市〇〇町

アレルギー表示

必ず表示される7品目

卵・乳・小麦・落花生・えび・そば・かに

表示が推奨される20品目

いくら・キウイフルーツ・くるみ・大豆・バナナ・やまいも・カシューナッツ・もも・ごま・さば・さけ・いか・鶏肉・りんご・まつたけ・あわび・オレンジ・牛肉・ゼラチン・豚肉

カロリーゼロは本当にカロリーがない!?

「カロリーゼロ」「カロリーオフ」などの表示は強調表示といえます。これらは基準を満たさないとつけることができません。たとえば、「カロリーゼロ」の清涼飲料水では100mlあたり5kcal未満、「カロリーオフ」の清涼飲料水では100mlあたり20kcal以下と決められています。表示がある食品を買うときは、栄養成分表示を確認しましょう。



『お刺身』

JAS法上、1種類の刺身は生鮮食品に分類され、原産地表示が必要です。一方、2種類以上の刺身盛り合わせは加工食品に分類されるため、原産地表示は不要です。



『ナトリウム』と『食塩』の違いは?

加工食品の中には栄養成分表示を記載しているものがあります。『ナトリウム』表示を『塩分』表示と誤解しやすいので注意が必要です。

$$\text{食塩相当量 (g)} = \text{ナトリウム量 (g)} \times 2.54$$

上記の計算で換算することができます。病気などで塩分摂取に制限がある方は特に気をつけて、表示を見てください。



●食品表示110番!

不審な食品表示、偽装表示などに関する情報を受けるためのホットラインです。(食品表示についての問い合わせもできます)

電話 06-6941-9063
(農林水産省 大阪地域センター)
電話 06-6210-9606
(大阪府 環境農林水産部)

●食中毒など、 食品衛生に関することは・・・

電話 072-829-7771
(寝屋川保健所)

